公 表 版

青梅市
情報セキュリティポリシー

・序
・基本方針

市長部局
病院事業局・ボートレース事業局
議会
教育委員会・選挙管理委員会・監査委員
農業委員会・固定資産評価審査委員会

令和８年４月１日

（第七版）

序　青梅市情報セキュリティポリシー

青梅市（以下「市」という。）の情報資産には、市民の個人情報をはじめとして、様々な重要情報が多く存在する。市の情報資産を守り、適切に取り扱うことは行政の安定的な運営および市民の継続的信頼を得るのに必要不可欠である。

このようなことから、青梅市情報セキュリティポリシーを策定し、情報セキュリティ対策に組織的かつ体系的に取り組むものである。

青梅市情報セキュリティポリシーは、市の情報セキュリティ対策に関する基本的な考え方である「青梅市情報セキュリティ基本方針」および職員等が遵守すべき事項および判断基準をまとめた「青梅市情報セキュリティ対策基準」から構成される。

また、情報セキュリティポリシーにもとづき、各情報システムにおいて「青梅市情報セキュリティ実施手順」等の運用手順書を策定することとする。

なお、本情報セキュリティポリシーは、他に定めがあるものを除き、市が実施する情報セキュリティ対策についての基本的な事項を定めるための基本方針として、また、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の６第１項に規定するサイバーセキュリティを確保するための方針として、定めるものである。

青梅市情報セキュリティ基本方針

１　目的

青梅市情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、青梅市（以下「市」という。）が保有および管理する情報資産の機密性、完全性および可用性を確保するため、市が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

２　定義

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その他構成機器（ハードウェアおよびソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワークおよび電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) マイナンバー利用事務系

個人番号利用事務（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第１０号に規定するものをいう。社会保障、地方税、防災等）または戸籍事務等に関わる情報システムおよびデータをいう。

(4) ＬＧＷＡＮ接続系

ＬＧＷＡＮに接続された情報システムおよびその情報システムで取り扱うデータをいう（マイナンバー利用事務系を除く。）。

(5) インターネット接続系

東京都セキュリティクラウド経由でインターネットに接続することができる情報システムおよびその情報システムで取り扱うデータをいう。

(6) 通信経路の分離

ＬＧＷＡＮ接続系とインターネット接続系の両環境間の通

信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

(7) 無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着がない等、安全が確保された通信をいう。

(8) 庁内ＬＡＮ

市の行政事務を執り行うための情報システムをいう。具体的には、マイナンバー利用事務系、ＬＧＷＡＮ接続系およびインターネット接続系の総体を指す。

(9) 庁内ＬＡＮユーザ

庁内ＬＡＮのアカウントを付与された者のことをいう。

(10)職員

市の職員（再任用職員、非常勤職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員および都費負担職員を含む。）のことをいう。

(11)機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(12)完全性

情報が破壊、改ざんまたは消去されていない状態を確保することをいう。

(13)可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(14)情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性および可用性を維持することをいう。

(15)情報セキュリティポリシー

基本方針および情報セキュリティ対策基準をいう。

(16)外部サービス（クラウドサービス）

市が物理的に管理する情報システム以外のもので、外部主体により提供される情報システム上のサービス（ソフトウェア、プラットフォームおよびインフラ等）をいう。具体的には、クラウドサービス、ホスティングサービスおよびソーシャルメディアサービス等をいう。

(17)総務省ガイドライン

総務省が策定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の最新版をいう。

３　対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

(1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

(2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

(3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービスおよび業務の停止等

(4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

４　適用範囲

適用範囲は、次のとおりとする。ただし、他の情報セキュリティポリシー等に定めがあるものについては適用範囲外とする。

(1) 行政機関および職員等の範囲

ア　この基本方針が適用される行政機関は、市長部局のほ

か、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、議会、病院事業局およびボートレース事業局（以下「行政委員会等」という。）とする。

イ　アに規定する機関に任命された職員

ウ　市長部局または行政委員会等と委託契約等の関係にある者（以下「委託事業者」という。）

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

ア　ネットワークおよび情報システムならびにこれらに関する設備および電磁的記録媒体

イ　ネットワークおよび情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

ウ　情報システムの仕様書およびネットワーク図等のシステム関連文書

5　遵守義務

職員および委託事業者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシーおよび情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

6　情報セキュリティ対策

上記３の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

市の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

市の保有する情報資産を機密性、完全性および可用性に応じて分類し、当該分類にもとづき情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 情報システム全体の強靭性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、庁内ＬＡＮ全体に対し、次の三段階の対策を講じる。

ア　マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。

イ　ＬＧＷＡＮ接続系においては、ＬＧＷＡＮと接続する業務システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。

なお、両システム間で通信する場合には、無害化通信を実施する。

ウ　インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、都道府県および市区町村のインターネットとの通信を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドの導入を実施する。

(4) 物理的セキュリティ

端末、サーバ、情報システム室および通信回線等の管理について、物理的な対策を講じる。

(5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育および啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(6) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(7) 運用

庁内ＬＡＮの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。

また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合

等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(8) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約にもとづき措置を講ずる。

外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用にかかる規定を整備し対策を講ずる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

(9) 評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的または必要に応じて情報セキュリティ監査および自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

7　情報セキュリティ監査および自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的または必要に応じて情報セキュリティ監査および自己点検を実施する。

8　情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査および自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合および情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため、新たに対策が必要になった場合には、保有する情報および利用する情報システムにかかる脅威の発生の可能性および発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、情報セキュリティポリシーを見直す。

９　情報セキュリティ対策基準の策定

上記６、７および８に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項および判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

なお、情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより、市の行政運営に重大な影響を及ぼすおそれがあることから外部に周知すべき事項を除いて原則非公開とする。

10　情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準にもとづき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより、市の行政運営に重大な影響を及ぼすおそれがあることから非公開とする。